

実績報告についてのQ & A

Q．報告する期間について、収集運搬（処分）の実績がありませんが、提出する必要がありますか。

A．提出する必要があります。
許可を受けた品目について、実績のない品目の欄は0を記入のうえ提出してください。

Q．産業廃棄物の量の単位は、トンと m^3 のどちらでもよいでしょうか。

A．どちらでもよいです。貴事業所で把握している単位で記入をお願いします。

Q．2種類以上の産業廃棄物が混合したもので、それぞれの量が判らないものについては、どのように記入すればよいですか。

A．それぞれの量を推定していただき、できるだけ分けて記入をお願いします。
なお、収集運搬の報告については、建設系混合産業廃棄物で分けることができない場合は、「建設系混合廃棄物」の欄に記入してください。

Q．処分業の実績報告について、例えば破碎と焼却の許可がある場合は、両方で受託した合計量を記入すればよいですか。

A．破碎について1枚、焼却について1枚、それぞれで処理した量を記入いただく必要があります。

Q．処分業の実績報告について、受託して中間処理した産業廃棄物を、さらに自社で処理する場合（例えば、破碎のうえ焼却する場合）は、どのように記入すればよいですか。

A．焼却の実績報告について、自社で破碎した後焼却した産業廃棄物も含めて記入してください。

Q．自社の産業廃棄物を収集運搬した量は、実績に含める必要がありますか。

A．実績に含める必要はありません。

Q．平成15年度に新規に許可を取得したのですが、平成14年度実績の報告は必要ですか。

A．必要ありません。

記載例

産業廃棄物収集運搬業実績報告書(平成19年度)

平成20年6月30日

島根県知事 溝口善兵衛 様

住所 島根県松江市殿町1番地
 報告者氏名 株式会社 島根
 代表取締役 島根太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0852-22-****

平成19年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	3200999999		担当者氏名	施設課 島根次郎				
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の収集運搬受託量(t又はm ³)								
廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、からまでは括弧書で内数を記入すること。)	単位	受託量	島根県内から島根県内	島根県内から島根県外			島根県外から島根県内	
				(鳥取)県	(広島)県	()県	(広島)県	()県
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類	t	250.0	122.0	62.0	10.0		56.0	
紙くず								
木くず								
繊維くず								
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず								
ガラスくず等								
鋳さい								
がれき類	t	50.0(50.0)	50.0(50.0)					
家畜ふん尿								
家畜の死体								
ばいじん								
13号廃棄物								
建設混合廃棄物								
その他(医療廃棄物-廃プラ等混合物)	t	5.2	5.2					
計	t	305.2(50.0)	177.2(50.0)	62.0	10.0		56.0	

- 注 1 の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
 2 の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

平成20年6月30日

島根県知事 溝口善兵衛 様

住所 島根県松江市殿町1番地
 報告者氏名 株式会社 島根
 代表取締役 島根太郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0852-22-****

平成19年度の産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり報告します。

処分の方法	焼却					
許可番号	3220999999		担当者氏名	施設課 島根次郎		
報告年度(4月1日から翌年3月31日まで)における産業廃棄物の処分受託量(t又はm ³)						
廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、からまでは括弧書で内数を記入すること。)	単位	受託量	島根県内から島根県内	島根県外から島根県内		
				(鳥取)県	(広島)県	()県
紙くず	t	255.3	100.0	155.3		
木くず	t	100.0	50.0	20.0	30.0	
計	t	355.3	150.0	175.3	30.0	
中間処理後の廃棄物の種類・処分の方法 単位:t又はm³						
廃棄物の種類	処分量	単位	処分の方法	処 分 先 名 称		
				処 分 先 所 在 地		
燃え殻	15.0	m ³	埋立処分	委託処分	有限会社島根 管理型最終処分場	
				自家処分	島根県松江市殿町1-1-1	
ばいじん	3.0	m ³	埋立処分	委託処分	有限会社島根 管理型最終処分場	
				自家処分	島根県松江市殿町1-1-1	
				委託処分		
				自家処分		

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
 2 の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
 3 の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
 4 の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものにレ印を付けること。
 5 の欄及び の欄は、自家処分の場合も記入すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告書 (平成 19 年度)

平成 20 年 6 月 30 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

住所 島根県松江市殿町 1 番地
 報告者 氏名 株式会社 島根
 代表取締役 島根太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0852 - 22 - ****

平成 19 年度の特別管理産業廃棄物の収集運搬実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 10 条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号	3250999999		担当者氏名	施設課 島根次郎				
報告年度 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) における特別管理産業廃棄物の収集運搬受託量 (t 又は m ³)								
廃棄物の種類	単位	受託量	島根県内から島根県内	島根県内から島根県外			島根県外から島根県内	
				(鳥取)県	(広島)県	()県	(広島)県	()県
揮発性廃油								
廃油(有害)								
廃酸(pH2.0 以下)								
廃酸(有害)								
廃アルカリ (pH 12.5 以上)								
感染性産業廃棄物	t	255.0	122.0	62.0	10.0		56.0	
廃石綿等								
廃 PCB 等								
燃え殻								
汚泥								
鉍さい								
ばいじん								
計	t	255.0	122.0	62.0	10.0		56.0	

- 注 1 の欄は、島根県内の排出事業場から島根県外に運搬した量を、運搬先の県ごとに記入すること。
 2 の欄は、島根県外の排出事業場から島根県内に運搬した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。

特別管理産業廃棄物処分業実績報告書 (平成 19 年度)

平成 20 年 6 月 30 日

島根県知事 溝口善兵衛 様

住 所 島根県松江市殿町 1 番地

報告者 氏 名 株式会社 島根
 代表取締役 島根太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0852-22-****

平成 19 年度の特別管理産業廃棄物の処分実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 10 条の規定により、次のとおり報告します。

処分の方法	焼却					
許可番号	3290999999		担当者氏名	施設課 島根次郎		
報告年度 (4月1日から翌年3月31日まで) における特別管理産業廃棄物の処分受託量 (t又はm ³)						
廃棄物の種類	単位	受託量	島根県内から島根県内	島根県外から島根県内		
				(鳥取)県	(広島)県	()県
揮発性廃油	m ³	255.3	100.0	155.3		
有害廃油	m ³	100.0	50.0	20.0	30.0	
計	m ³	355.3	150.0	175.3	30.0	

中間処理後の廃棄物の種類・処分方法

単位: t 又は m³

廃棄物の種類	処分量	単位	処 分 の 方 法	処 分 先 名 称 地	
				処 分 先 所 在 地	
燃え殻	15.0	m ³	埋立処分	委託処分	株式会社島根 管理型最終処分場
				自家処分	島根県松江市殿町 1 - 1 - 11
ばいじん	3.0	m ³	埋立処分	委託処分	株式会社島根 管理型最終処分場
				自家処分	島根県松江市殿町 1 - 1 - 11
				委託処分	
				自家処分	

- 注 1 処分方法ごとに1枚に記入すること。
 2 の欄は、焼却、中和等を具体的に記入すること。
 3 の欄は、島根県外の排出事業場から受託処分した量を、排出事業場の所在する県ごとに記入すること。
 4 の欄は、処分の方法を具体的に記入するとともに、該当するものにレ印を付けること。
 5 の欄及び の欄は、自家処分の場合も記入すること。